

日本国政府による
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、高齢者を始めとする感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要。

現時点で大規模なまん延が認められる地域があるわけではないが、感染経路の不明な患者やクラスターの発生を封じ込めることが、爆発的な感染拡大を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要。

状況を的確に把握し、国や地方公共団体、国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を基本的対処方針として示す。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

国内の感染状況については、感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない。

海外の状況としては、感染が南極大陸を除く全ての大陸に存在する状況となっており、爆発的な感染拡大も発生している。また、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が確認されている。

二 全般的な方針

- ・クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制。
- ・サーベイランス・適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死

亡者の発生を最小限に食い止める。

- ・まん延防止、経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

三 重要事項

(1) 情報提供・共有

- ・国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - 正確でわかりやすい情報提供
 - 基本的な感染対策の徹底
 - 体調不良の場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛
 - 医療機関の受診の指針の周知（事前の電話相談の呼びかけ）
 - 感染者・濃厚接触者及び医療関係者への差別の防止
- ・感染拡大国の邦人、帰国者、日本に在留する外国人への適切な情報提供を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施。
- ・地方や民間の検査機関等も活用し検査体制を強化する。PCR検査の実施体制を把握・調整する。
- ・迅速診断用の簡易検査キットの開発を引き続き進める。

(3) まん延防止

- ・まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、的確に打ち出す。
- ・クラスターが発生しているおそれがある場合には、関係する施設の休業や催物の自粛等の必要な対応を要請。
- ・密閉空間、密集場所、密接場面の集まりについて自粛の協力を求める。特に大都市圏では十分な注意を払う。
- ・クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行い、保健所の体制を強化する。

- ・以下の場所等での感染対策を徹底する。
 - 一医療機関
 - 一高齢者施設
 - 一学校
 - 一公共交通機関
 - 一職場（在宅勤務（テレワーク）や時差通勤の積極的な活用）
- ・国内への感染者の流入を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、検疫の強化、査証の制限等を引き続き実施する。

（４）医療

- ・感染拡大の状況に応じ、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
- ・医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合、入院勧告・措置を実施し、適切な医療を提供する。
- ・患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがある と判断する地域では、軽症者等は自宅療養とする体制を整備する。
- ・今後の感染者の大幅な増加を見据え、地域の医療機関の役割分担を行うなど、医療提供体制の確保を進める。必要な病床、医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器等を確保する。
- ・医療通訳の整備の強化や、治療薬等の効果を検証する臨床研究・治療を加速する。

（５）経済・雇用対策

機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。

（６）その他重要な留意事項

- ・人権等への配慮
- ・物資・資材の供給（マスクや消毒液、食料品等の増産や円滑な供給、国による医療機関や介護施設への優先配布、マスクの転売禁止など）
- ・政府は、国際的な連携を密にし、WHO や諸外国・地域の対応状況等に関

する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関や諸外国・地域と共有するとともに、新興国・開発途上国をはじめとする国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。

- ・社会機能の維持
- ・緊急事態宣言については、諮問委員会との意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。